

令和4年度第4回森林環境保全基金運営委員会 会議録

◎開催日時 令和5年2月9日(木) 9:30~12:00
◎開催場所 高知共済会館 3階 桜
◎出席者 委員：飯國委員長、井上委員、岡村委員、近藤委員、
立石委員、堂本委員、山本委員
(欠席：松本副委員長、田中委員、福田委員)
事業担当課：森づくり推進課 大黒課長
木材増産推進課 中屋課長
木材産業振興課 澤田課長補佐
自然共生課 河野課長
鳥獣対策課 山崎課長
高等学校課 麻植課長補佐
生涯学習課 森課長補佐
事務局：林業振興・環境部 豊永部長
林業環境政策課 竹崎課長、大野課長補佐

1 林業振興・環境部長 挨拶

2 (1) 森林環境税の延長について

(事務局)

事務局より説明させていただきます。ファイル綴じの資料の、資料1をご覧ください。この資料1に、今後の森林環境税のあり方についての案をお示ししたときのパブリックコメントに対する対応を書かせていただいております。パブリックコメントは昨年11月17日から12月16日までの1か月行いまして、3名の方から5件の意見をいただいております。以下、意見に対する考え方をまとめておりますので、順番に説明させていただきます。まず1番についてはアンダーラインをふってあるところが強調しているところがございますけれども、用途について森林環境保全のためということだけでは限定すぎるのではないかのご意見です。森林の環境税、あるいは森林と環境税ということで、カーボンニュートラルとか脱炭素社会推進のためということ踏まえまして、もっといろんなものに使えるようにすればいいんじゃないかというようなご意見がございました。それに対する県の考え方ということで右側の欄にまとめておりますけれども、やはり脱炭素社会推進のためということになりますと、非常にいろいろな事業が入ってくることとなります。対しまして県の森林環境税は、年間1億7千万円程度の収入でございますので、やはり範囲が広くなりすぎてしまいます。県の森林環境税は元々、森林のためということで県民の方から意見をお伺いしてつくったものでございますので、これを改めるについてはまた一から検討し直すことが必要になるであろうし、県民の方にもご理解をいただくための取り組みが必要になるであろうということでございます。脱炭素社会推進の取り組みにつきましては、国の脱炭素に移行するための交付金でありますとか、そうしたものをいただいております、それ以外にも様々なものを使いまして取り組みを進めてまいりますので、今回は目的や用途を広げるわけではなく、森林環境税のこれまでの取り組みの中で使い途を整理させていただくということで回答をさせていただきたいと考えております。

次のページの2番をお願いいたします。2番はですね、古木。古い木ですね。古木でも管理すれば大地を守っていくということとそうした古木をセカンドステージとして、板材や机にして作製して販売できれば素晴らしい。こうした取り組みにつきまして、森林環境税へのご提案をいただいております。こうした古木の管理につきましては、地域のボランティアを中心に維持管理に取り組むということであれば、今、森林環境税の中で行っております事業の中で採択

できる場合がございます。また古木を板材にして販売するということになりますと、これは利益が上がるということでございますので、基本的には森林環境税による支援の必要性から判断することが必要となります。判断の結果、適正と認められれば補助金の対応になる場合もございますけれども、こうしたことにつきまして、当課までご相談をいただきたいという回答をさせていただきますと考えております。

次のページの3番でございます。3番には森林ボランティアをやるにしても、刈払い機とかチェーンソーとか、こうしたものの練習が十分じゃない、講師もいないというようなお悩みがございました。これに対しましては、地域のボランティア活動などに参加していただくことで、一定熟練を積むことができるんじゃないかと考えます。またボランティアの活動というのは、県の森林環境税を活用した事業の中で紹介もしておりますし、また自らがそういうボランティアを企画する場合は補助事業による支援をすることもできます。こうしたことにつきまして、また県の方までお問い合わせをいただきたいという回答にさせていただきますと思います。

4番目に、森の整備・森の仕事の発信ということで、林業の新規担い手候補生も考えて、実際に森林整備を行いますとか森の仕事の必要性、こういったものについて森林環境税の活用をという提案がございました。回答でございますけれども、林業のプロを育成するという取り組みについては県の森林環境税ということではなく、国から県にいただきました森林環境譲与税、これを活用してプロを育成するという整理としてございます。

次の4ページになりますけれども、また一般の方の森林整備。ボランティアのようなものとか、情報発信。こうしたものにつきましては、県の森林環境税で対応させていただくということにしておりますので、こうした対応について、回答を返させていただきたいと考えております。

4ページの5点目になりますけれども、高知大学など、県内の高校も含めてですけれども、地元企業に就職していただく。そういったことに向けて大学とか高校でやっている取り組みがあるというお話です。こうした取組について、森林環境税を使って一緒にやらないかというご提案、これも事業のご提案ということでございます。既にこの方とは個別にお話もさせていただいております、ぜひ一緒にやらせていただきたいという回答を返しておりますけれども、それとは別に文書で、下の方でございますけれども、「こうちフォレストスクール」と言いまして、東京・大阪・高知、こういったところで担い手の確保を目指して、高知の林業の取り組みを情報発信するというものもございますので、こうした取り組みの中で対応することもできるということを回答にさせていただきたいと考えております。

パブリックコメントに関しましては、以上のような対応にさせていただければと思います。また後ほど説明いたしますけれども、今後の森林環境税のあり方について、が固まったので同時に、パブリックコメントをホームページの方で回答させていただくという段取りにさせていただきますと思います。

次に、資料の2をよろしくお願いたします。資料の2は、今後の森林環境税のあり方について、概略をまとめたものでございます。前回の委員会と重なる部分は割愛させていただいて、特に新しい部分について説明をさせていただきます。1番のところ、黄色の矢印みたいなので囲っている1番のところの下側にですね、第四期の実績見込みの中で課税期間の税収と支出の見込みということで書かせていただいております。第四期の平成30年度から令和4年度までは税収が8億7千万円ございまして、支出は9億3千万円程度になるだろうと見込んでおります。支出の方が多いわけですけど、これはその前の期間から繰り越してきました基金がございまして、これを取り崩して事業の支出に充ててまいります。

2番と3番の国税と県税のすみ分けにつきましては、前回の説明と重なりますので割愛させていただきます。

4番目のところでは、第五期の森林環境税の取り組みといたしまして、左側にこうちの森で人づくり事業、真ん中ほどに豊かな森づくり事業、この2本立てで事業をさせていただくということを書かせていただいております、新しいところはそれぞれの事業目標KPI、今回の

会議で設定することになります。こちらの森で人づくり、これにつきましては森とふれあい学
ぶ、こちらの森で森林環境学習、あるいは森林保全ボランティア、それから普及啓発の取
組み、こういったものやっけていくことにしております。事業目標KPIといたしましてはア
のところにあります森林環境税活用事業により目指す目標としましては、森林環境学習の参加者
数、それからボランティアの参加者数。それからイのところは産業振興計画の施策とあわせて
目指す目標としては林業就業者数、こういったものを目標とさせていただきたいというこ
とでございます。

中ほどの豊かな森づくり事業、これにつきましては事業といたしましては森林の保全につ
ながる木材利用の促進でありますとか、野生動植物との共存への支援ということでござい
ますけれども、事業目標といたしましては、森林環境税活用事業により目指すものといた
しましては県産木材利用促進に係る実施箇所数、それから木材の使用量。それからその下
にございます、森林や自然植生被害を抑制するためのシカの捕獲頭数ということを活
用事業で目指しております。イの産業振興計画の施策とあわせて目指す目標につ
きましては、森林の保全につながる木材利用の促進という項目がござい
ます。最初、森林整備面積をあげさせていただいておりましたけれども、
庁内協議の結果ですね、木材利用促進を実際に活用事業としてやるわけ
ですので、そちらの方が相性がいいだろうということで、改めさせていただいて
おります。具体的には産業振興計画の中では、戸建て住宅の木造率
でありますとか、非住宅建築物の木造率、こういったものを指標として
おりますので、こうしたものを設定させていただきたいと考えて
おります。

次に右側の5のところでございます。森林環境税に係るご意見ということで、
前回はその①番の賛成意見のところを強調して書かせていただきましたけれども、
一方の②番のところがございます、森林環境税について知らなかったという
県民世論調査の結果。7割を超える方が知らなかったということがござい
ます。この委員会でも課題として非常に大きいということ
を言っていただきましたし、議会の方でもそれをきちんと書いて取り
組むようにしなさいという指導も受けまして、②番を追加させていただ
いております。それからその下の黒の菱形のところは、前回の委員
会で全会一致で継続のご提言をいただいたということ。先ほど申し
上げました12月定例会でのご意見、多数の方が賛成してくれるのは
非常に心強い。さらなる効果を上げるように頑張りたいということ
と、税自体の存在を知らない方が多いのは県民が森林環境税の
効果を実感されていないことにあるので、もっと啓発を頑張
りたいというように、ご意見いただきましたので、それを踏ま
えて下の方に黒の太字で書いてありますけれども、こちらの森
からはじまる県民トーク開催事業ですとか、新聞・情報誌・
SNS、こうした多様な媒体による広報の強化。こうしたこと
を通じてですね、さらに認知度を上げていく取り組みに
したいと考えております。

続きまして資料の3をお願いします。今後の森林環境税に関するあり方の最終案
でありまして、この会議でよしとされればこの案がとれるということ
でございます。先ほど申し上げましたパブリックコメントを受け
まして修正したところというのは特にございません。この間、
飯國委員長との協議の中で、これまでの流れ、それから今後の
あり方についてももうちょっとわかりやすく整理した方が
いいのではないかというご助言をいただきましたので、
それに基づきまして修正をさせていただいております。修正
のところは赤にアンダーラインで記載させていただ
いております。

まず1ページでございますけれども、「はじめに」のところ
で県が森林環境税を導入した経緯をきちんと書いた方が
いいのではないかということで、書かせていただ
いております。当時は非常に大きな干ばつとかもござい
まして、森林の水源かん養機能というものに着目
されていた、注目が高まっていたという状況
でありますとか、地方分権の流れの中で地方
の取り組みについて、地方で財源をかま
えていこうというような地方分権一括法の
制定、施行の中で、そうした地方分権の
気運が高まっている中で独自財源をつ
くっていくという取り組みが始まった
というようなことを書かせていただ
いております。

3ページをお願いいたします。3ページにつきましてはグラフがござい
ますのでグラフと事

業の関連を、きちんと説明した方がいいのではないかということで、そのグラフの45年生以下のところを囲っておりますけれども、こうした森林の多くが手入れが必要ですよということ、こうした森林が荒れて森林の公益的機能が下がるというようなことではいけないというようなことを書かせていただいております。

4ページ、5ページをお願いいたします。4ページ、5ページも同様にグラフの解説と事業の関連を書かせていただいております。その4ページのグラフ、5ページのグラフを通じて45年生以下のところがかっこでくくらせていただいておりますけれども、徐々にそうした森林が少なくなってきた、木材を伐採して利用できる、その枠の外にあります年齢の高い森林ですけども、こうしたものが増えるに従って県の森林環境税でも森林整備の取り組みと併せて木材利用の取り組みを進めるようになってきたということを書かせていただいております。

6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、これもグラフとの関連ということで事業の説明を書かせていただいております。

飛ばしまして、8ページ、9ページをお願いいたします。8ページ、9ページにつきましてもグラフと事業との関連ということでございます。森林が成長するに従って木材の利用が進んでおりますということ、9ページの下のところからはシカ被害対策について書かせていただいております。シカ被害対策につきましては次のページにグラフがございますけれども、このグラフの説明としまして、高知県では年間だいたい2万頭くらいのシカを捕獲するわけで、今回の課税期間、5年間では10万頭ということになりますけれども、10万頭のうち1万頭くらいが森林環境税を活用して、捕獲をしております、農林業被害の軽減に役立っているというようなことを書かせていただいております。

13ページを、お願いいたします。13ページにつきましては、県の森林環境税と国の森林環境税及び森林環境譲与税との整理。ここが今回の委員会の皆さまにも非常にご苦労掛けたところですので、きちんと整理をしておくべきだというお話をいただきまして書かせていただきました。一つ目の文章のくくりの中では地球温暖化とか国土保全とか、こうしたものに鑑みて、市町村と県が主体的に森林整備を進めていくための財源として、国の森林環境譲与税が創設されまして、県と市町村に配分されていますという文章でございます。その次がこうした税が活用されていないまま基金に積み立てられているという実態でありますとか、まあこうした実態を受けて、国の方で具体的な活用事例、かなり幅広い活用事例が示されまして、県ではそれらを踏まえて県の森林環境税のあり方について継続の可否を含めて検討しなければならなくなりましたというのが、二つ目の文章のくくりでございます。13ページの三つ目の一番下の文章のくくりの中では、すみ分けの整理の過程で議論になったことですが、森林整備については新しく措置されました市町村の譲与税の活用を念頭に、県の譲与税ではその市町村の取り組みを支援すること、県の環境税では個別の市町村では対応が困難な広域的な事業やこれまで県がやってまいりました事業が滞ることないように継続すること、また両方の税をフル活用することなど、そうした議論の経過を書かせていただきまして、最終的に次の14ページにも渡っておりますけれども、県の事業では「継続することで県民のみなさんの中に根付いていきます森林への理解と関わり」こういったものを深め広げていくためのソフト事業を中心に行っていくという整理をさせていただいたということでございます。

次の15ページにつきましては表でお示ししておりましたけど、わかりにくかった部分、県民世論調査でいただいたご意見とかそうしたものをグラフにさせていただいたということでございます。

その後は文言を整えた程度です。それと20ページの上段に先ほど申し上げました目標、事業目標の中で、森林環境保全に資する木材利用の実績。森林整備面積をこれに改めさせていただいたということを書いております。

それと21ページのところの一番下に赤で書いておりますけれども、前回は事業の積み上げが5年間の予定としまして9億2千万円あり、その9億2千万円と同額の森林環境税を活用しますということでした。現在は事業規模が膨らんでおります9億8千万円になっております、このうち9億2千万円について、森林環境税を活用するという整理をしてい

きたいということを書かせていただいております。

以上で、主な変更点について説明をさせていただきました。

追加で参考資料で配らせていただいております資料。簡単に説明をさせていただきます。これに関しましては前回の委員会でもいただきました各委員のみなさまからの意見のうち、前回の会議の中で答えきれていなかったもの、それから新たな取り組みができたものについて書かせていただいております。1番については、もっと県民が参加したときにモチベーションが湧くような取り組みをとということでございます。これにつきましては県民トーク開催事業でいただいた提案を事業化する、森林環境学習フェアといったイベントでも県民参加に繋がるようなイベントを企画するように提案をしていくと。県と木材普及推進協会との共催でございますので、そうした対応をさせていただきたいということでございます。

2番目に、高知県の林業とか森林環境とか人づくりとか、そういった3本柱で進めていただきたいという話がございます、これに関しましては森林環境税だけではなく、県の産業振興計画の中で様々な事業を国費も県費も活用しまして対応していくということでございます。

3番目。植物図鑑の話がございました。図鑑の購入に関しましては現在のところは予算がございませんので、今後の検討とさせていただきたいということでございます。甫喜ヶ峰森林公園の図鑑の更新ということでございましたけれども、来年度は次のページにも書かせていただいております、Wi-Fi環境を整備いたしますので、そうしたWi-Fiの利用状況とかも含めまして、利用者のご意見も含めて検討させていただきたいと思っております。

4番目はこちらの森からはじまる県民トークで、この委員会とどういうふうにマッチングしていくのかというようなことがございました。これにつきましては県民トークでもいただきました県民の方からの意見を、この委員会にもお知らせさせていただく。その前段に、もちろん県で事業化できるものは、県民の方からいただいた意見を事業化したうえでご意見をいただくというようなことで、委員会との繋がりをつけていくという仕組みにしたいということでございます。

5番目については、例えば県民トーク。森の中で話し合うなど、そうしたところがあればいいねというご提案がありました。この県民トークはプロポーザルといいまして、事業者から提案をいただいて、選定された事業者と契約をするという仕組みにしております。まず提案をいただくとき開催場所も含めて提案いただくということと、そのいただいた場所も採点の基準の中に入れていくことで対応していきたいと考えております。

6つ目ですけれども、県民トークに関して、林業と防災とか、そういうテーマでやってみてはという投げかけがございました。こうしたものについても、プロポーザルでの事業者からの提案、こうしたものを中心に委員会からのご意見もいただければとも思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後のページ、3ページになりますけれども、情報発信については、例えばハード面でシールとかロゴを使うとかいうことで「これに森林環境税を使ったんだ」ということがわかる仕組みができないかという提案がございました。これにつきましては今、木の香るまちづくり推進事業というのがございまして、公共的な施設でありますとか、学校施設に木材を入れるという事業をやっておりますけれども、これについては森林環境活用事業ということを表示していただいております。新たに来年度からはモデル的に都市部を緑化していくという取り組みも進めます。緑化していったところに、例えば樹木とかその周辺に森林環境税を活用していると表示できれば、さらに県民の方への認知度も高まるのではないかと考えております。

8番目には、情報発信の中で、単に数字で管理するのではなくて、優良な事例等を一緒に、成果とあわせてトピックを入れてはどうかということがございました。こうしたものにつきましてももちろん県民トークでありますとか来年度拡充をいたします情報誌でありますとか、こうしたもので対応していきたいと考えております。

9番目につきましては、民間の施設でも木材利用が進むようなアプローチがあったら良い。それから薪とかバイオマスエネルギーを使えるような仕組みができないか、補助はできないかというご提案がございました。この民間の施設で木材の利用を進めていく取り組みにつきまし

ては、後ほど木材産業振興課の方から説明をさせていただきますけれども、住宅の方は既に補助がありますので、非住宅を中心に環境性能が高くてかつ木材を使っていただく、そうした施設を高知県の環境不動産として認定しまして、優遇措置を適用していくという取り組みを考えておりますので、こうしたもので対応したいと考えております。また薪ストーブの話もございましたけれども、森林環境税の方は、税収も限られておりますことから、当面できるだけ利用者の多いところを中心に進めたいというところがございます、今のところはそちらの方に重点を置かせていただきたいということでございます。

最後10番目になりますけれども、人の発達段階に応じて、この事業ではここに働きかけるとか、事業と事業の関連が見えるようにしてはどうか、全体像をとという話がございましたので、これも後ほど資料の方で説明させていただきます。すみ分けと言いますか、全体像をフローでわかるようにしておりますので、またこれに対してもご意見をいただければと思います。ご説明の方は以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。非常に盛りだくさんにご説明いただきましたが、自由に、どのテーマでも構いません。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

「今後の森林環境税のあり方について」という資料2について。わかりやすい資料、本当にありがとうございます。素人の私でも理解ができます。「豊かな森づくり事業」が木材利用の促進、保全に繋がる木材利用の促進ということなんですが、ここに広葉樹林の維持管理が入っているのでしょうか。資料の目次のところの(2)の事業の成果のCO2吸収や水源かん養など公益的機能を促進(増進)する森づくりの推進【資料3、3-(2)】ってというのが、第四期事業の成果って書いてあるんですけど、前回の議論に出てきたような気がして、広葉樹林の維持管理は、この豊かな森づくり事業の、①に入っていますか？

(事務局)

広葉樹林の維持管理ということにつきましては、例えば森林保全ボランティアがその活動で行っていただくという場合には、資料2の「こうちの森で人づくり」の中にごございます。左側の方ですね。左の下の方にごございます。②県民の森や山に対する主体的な活動という、中で、森林保全ボランティアで行っていただくものがございます。それと、広葉樹林を整備することにつきましては、やはりこの森林保全ボランティア活動の中で、国の事業を使いまして、里山を整備するという事業がございますので、そうしたものについて適用ができるということになります。森林環境税活用事業の中では、そこで整理させていただいております。

(委員)

そういうことは、大きな枠組みの中ではこうちの森で人づくり事業の中に、広葉樹林の維持管理が入っているということですか？

(事務局)

はい、森林環境税の活用事業の中ではそうです。一方、市町村では森林環境譲与税というものもありますので、例えば、市町村においてですね、広葉樹林の整備が必要と判断されるのであれば、そういう使い方もできます。県の方からご提案もできるということです。

(委員)

そうすると、大きな柱にはなっていないということですね。テーマとしては、そんなにクローズアップはされていないのでしょうか。

(事務局)

はい、森林環境税の活用事業の中では、この中のひとつとして位置付けさせていただいております。基本的に針葉樹林、主には人工林でございますけれども、そうしたものの整備を進めるということがそもそもの税の主旨でもございまして、人工林の整備の方は森林環境譲与税でしっかりやらせていただくということがございますので、そうした整理とさせていただきます。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

よろしいでしょうか。できたら入れて欲しいという、行間から伝わってくるようなコメントだったと思います。たぶん譲与税が針葉樹対象で、広葉樹はこちらで少し見てもいいのかなという感じだと思いますね。他の方からも以前、そういうご指摘がありました。

(事務局)

実際にどういう整備をするかっていうことを、まずご相談いただければ、先ほど申し上げました里山の事業でありますとか、ボランティア活動の中で対応できるものはさせていただきたいと思います。また、そうしたもので対応できない、あるいは今、いただいたようなご意見で、どういうものになるかについて、お話をいただければ、そこからまた事業化する、この中に位置付けられるものは位置付ける。まさにそこがこの図にありますように、その時々ニーズに合わせて県民の意見を取り入れて常に事業を改善していくということを下に書かせていただいております。そうしたことでございますので、どんなものなのかっていうご意見をいただければ、すみません。その事業で対応できると思ってしまったもので、そういう整理をさせていただきます。

(委員長)

広葉樹などで、継続的にこの委員会でも議論させていただければと思いました。よろしいですか。他にございませんか。

私、資料2のKPIの真ん中の森づくり事業のところですね、この事業に関しての目標が、森林環境税だけでは達成できないような指標が多いので、これたぶん、切り分けはできるんですよね？KPI作るときに、環境税としては目標っていう形になるのかなあと。そこは少し、私も改めて混乱しました。

(事務局)

森林環境税の方は実際に税を活用して、それで事業の成果が上がってくるところに書かせていただいたのですが。実際の活用事業の実績に留まってしまうので、それだけを目指しているわけではなくて、もっと広い方に、木の良さを知っていただきたいというところも目指しております。そこから森林整備に繋がればと思っておりますので、産業振興計画の中でも、非常に様々な事業で、木材の活用促進をやっておりますので、そうしたものの成果も踏まえまして、全体の大筋を示させていただきたいと考えております。

(委員長)

はい、わかりました。なかなかこの担当の割合っていうのがないと、KPI難しいことが出てくるかもしれないなど。

他にございませんか。よろしいですか。

はい、こちらの報告書に関しては私の方でイレギュラーにいろいろとお願いして対応していただきまして、ありがとうございました。

(2) 令和5年度以降の事業について【資料4、5、6により事務局・各課から説明】

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。以上で説明は終わりです。ご質問やご意見。新しい事業、それから予算。中身。さらには全体図を作ってお示しをいただきました。質問しにくいかもしれませんが、来年度こうするぞということを書いてありますので、ご意見、ご質問あったらお願いします。

(委員)

資料等につきまして、わかりやすくとりまとめていただいております。この中で小中学生への機会づくりで森林環境情報誌の作成というのが盛り込まれているんですけども、親も読むと思うので、実際は子どもたちだけじゃなくて、この中で教育課程を経て、就職して家庭を持つと一気に森林と距離が離れてくるのが、世代でいうと30代くらいかなと個人的には感じているので、親御さんへの普及っていうところも、何か補足で盛り込んでくれるといいかなと思いました。全体を通して、高知県民は生涯を通して森と関わることができる、そのための切れ目ない機会提供ですよみたいなテーマ、キャッチフレーズが一言あると、なお意義が伝わると思いました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。いかがですか。

(事務局)

はい、どうもありがとうございます。委員おっしゃられますように、森林情報誌につきましては、幅広い方々にご覧いただいております。今回は、「もりりん」に対する感想を、結構、私どもとしては、良い反応もあったものですから、付けさせていただいております。本当に幅広い方から読まれているというのは受け取れますので、そのような形で資料の方も、直させていただきたいと考えております。確かにおっしゃられましたように、高知県自体がいつでも森林に広く触れ合う環境でございますので、生涯を通じて森林に触れ合う環境である高知県、そういったものを付け加えさせていただくことを検討します。

(委員長)

はい。以前から、みなさんから繰り返しキャッチフレーズというか、伝わりやすい文言をということがありました。私も同感なので、今後も継続的に審議やお話ができればと思いました。他にございませんか。

(委員)

この表の中に幼児が無いのですが、それはなんででしたかね。

(委員長)

なんででしたかね。

(事務局)

小中学生等の等に含まれています。取り出しましょうか。すみません。

(委員)

学校がないからかなあと、私、解釈をしてたんですけど。前の森のカリキュラムのときも、幼児教育が外れてましたし。すごい感動したんですけど、学校がないからかなあって思っていたんですけど。

(事務局)

申し訳ございません。意図して除けたものではなく。「等」でくくってしまったために気づかなかったというところ。森林環境情報誌自体は、保育園・幼稚園にも全て配布をしておりますので、そこも修正するようにいたします。

(委員)

ただ新規11番には保育施設も入れてくださっているの、環境に対する、お金がつくことが、本当に嬉しく感じております。

今回ですね、具体的な行動に移れるのかっていうところで、私もすごく心配をしています。ちょっとお話しさせていただきたいっていうか、一緒に考えていただきたいってのが現実的なんですけど、ちょっと資料をお持ちしたので、これでお話をしたいです。

(※委員が、持ち込まれた資料を配布)

毛虫の問題が出てきたらあつという間に駄目になっちゃうよねっていう感じがあります。現実として行動されないっていうことが心配です。現実的に桜に毛虫がいるから、桜全部伐ったっていう学校がありまして、そうしたら地域住民から、桜見れないって言われて、また逆に意見をもらったっていうような話がありました。

どうしたら実行できるようになるんだろうっていうところに、このプロセスのコツがありまして。どこからこう、行動へと結べるのかっていう要因がここに書いてくれるから、これはわかりやすいなと思いました。例えばその外的情報源、「もりりん」がいちばんそこに位置付くと思うんですけど、いろいろな自分が持っている知識と新しい知識をもむ時期が認知で、この図の6番。そこから知識として定着したときに関心が生まれる。その要因として、危機感。子どもに自然体験をさせないかとか、それを私が担うべきだっていう責任感やそれによって子どもがよく育つっていう有効感やったり、それを私が実現させたいっていう欲求みたいなものが絡まっていくと、関心っていうものから目標を持った動きへと変わる。でもここからこの動機。こうしたいという目標があっても、現実的にそれが行動へと移すようになるかっていったところにあるのが、実行可能性。つまり、レモンの木を1つ植えるっていったときに、誰が植えて誰が管理するのかなっていうことが、実行可能性がどうかっていうことと、それによってどういう、費用の問題も、効果の問題にしても、レモンって棘があるから子どもが近くに行くと顔をけがしたらどうしようかなみたいな。これは毛虫に刺されるのと同じことなんですけども。そういった評価が、社会的な批判として子どもの顔に棘でけがさせてどうするんですかっていうような話が出てきたら、動機があっても行動に移さないというようなことがあるとしたら、どうこれを乗り越えて実際に緑化っていう問題へとアプローチができるんだろうかっていうこと。しっかりと考えなくちゃいけないだろうなと思ってまして。例えばうちの森の取り組みの中で、いろいろあるんですけど、蛇とかムカデとかイノシシとかあるんですけど、マダニをどう乗り越えたかってことを考えたときに、凄く、外的な情報として、マダニで死ぬっていう、セアカゴケグモみたいにもものすごくクローズアップされたときがあって、そのときに、マダニに子どもが血を吸われたっていう出来事がある。そこでまずは保護者全員には謝罪をしていった訳なんですけど、そこでマダニを除けることができるスプレー、それも化学薬品じゃなくてアロマで調合できるスプレーを導入して、さらにマダニがどこに居やすくて、どこでどんな活動したらマダニを除けられるかっていう情報を発信するっていうことが、まずひとつありました。世間がマダニもおったし大変みたいな話から、どこにでも多いでしょって話が変わってきたんです。世論が。だから、園児がマダニに刺される咬まれるというのが何度かあるんですけど、そんなもんやねって変わっていったってことと、こういう対処をしていますって

う説明責任を果たしたことで、今、乗り越えているような状態です。そこには捉え手としては、マダニに咬まれるから体験活動を止めるっていう選択肢はないっていう。捉える側が保護者の側にもあると思うんですけど、そうすると緑化の問題について、どんなリスクを身の内に入れていっていかってことと、リスクに対する対処法、どう報告して説明責任を果たしていけるかっていう、そのところまでいかないと緑化は現実にならないだろうなってことを思っています。特にこのお金はいただいたから、実行可能な予算。お金のことはひとつ大きな見方としてあるんですけど。リスクをどうわかり、どう乗り越えるっていう仕組みの方を考えていけるのかなっていうところを考えています。

(委員長)

どうでしょうか。

(事務局)

まずは、補助事業ですので、事業の要望を取ってやるということは考えておりますけれども、その手前の課題だと思います。これに関しましては、確か前回の委員会で、副委員長から、森のリスクみたいなものもきちんとお知らせすることも必要じゃないかとお話がありました。安全への対策も促すという意味もあってですね、副委員長がそういう発言をされたと思うんですけど、そういったことを踏まえて、県の持っている情報ツールの中で、きちんとお知らせをしたいと、まずはそれを考えております。その他は、今いただいたお話で、非常にこのフローがわかりやすくてですね、確におっしゃられることごもっともだと思いますので、うまく危機に対処できるというか、そういったこともPRしていきながら、一方で私どももですね、特殊な環境をつくるために緑化を目指している訳ではなくて、人と木が昔から身近にあったと、こうしたものを取り戻すということを前提に、緑化の良さと合わせて、リスクを、両方お知らせしたいと思います。また事業を考えていただける方とは、相談もしながら事業も進めていきたいと、まずはそう考えております。

(委員)

ありがとうございます。それで、結局、学校とか保育施設とかだと、この決断をするのは学校長になるわけなんです。その学校長への啓蒙なり、教育に関する危機感や責任感や有効感や欲求みたいなものを、学校長がどう持てるかっていう話と、その学校長がそれを実現するためにどういうふうな人材と環境を考えるのかということまでいかないと学校や保育施設への緑化っていうことが実現しないとすると、その学校長への働きかけってできるんですかね。

(事務局)

この事業に関して、各市町村の教育委員会の方で、緑化に対するご希望はございますかということで投げかけをさせていただいております。中にはいくつか、学校でやっていきたいというようなお答えは頂戴しておりますけれども、実際のところどのような形でっていうことで、さらにこちらの方からお伺いすると、学校に聞いてっていうようなことでした。具体については教育委員会でも把握ができてないというところなんです。委員のおっしゃられるように、最終的には学校と調整をしながら進めていかなきゃいけないと考えております。その中では、校長先生のご意見でありますとか、お考えも伺う中で、こちらの方からの緑に対するアプローチ、そういったものが重要になってくると思います。そういうところは当然すりあわせをしながら進めていかなきゃいけないと考えております。一方で、学校だけではなくてですね、公園でも要望を頂戴しております。市町村の公園になりますので、リスクに対しても、共有するような形で進めていかなきゃいけないと考えております。

(委員)

やる気のある人はやっぱり良い実践をきつとするとと思うので、そういうところでの事例を、

アピールしていくってことがひとつ大きな行動になると考えられると思います。

(事務局)

まさにそれをしたくてですね、モデル的な緑化を進めて、意欲のある方と組んで良い仕事をして、それを広報していく。例えば森林環境情報誌で、リスクに対する対応も書ければ、丁寧だと思っております。

(委員長)

ありがとうございました。緑化の場合は新しい仕組みだと思って、先ほどおっしゃった動機。どこが一体、動機になっているのかとか、それを進めるときに、どこがボトルネックになっているのかっていうことを整理しながら、進めていく、働きかけていくっていうことがあるというご指摘だと思いました。こういう予算があるから来てねっていう募集をするだけではたぶんなかなか実にならない。(補助を)受けた方もそれで一応、植えてお終りって形になりかねないってこともあって、ただそういう実になるところには、プロセスもちゃんと一緒にフォローしましょうというご指摘だと思いました。

他にございませんか。

(委員)

緑化についてもう少しお聞きしたいんですけど、うちも工務店なんで、庭を提案して造ることがあるんですけど、やっぱり地元の造園家さんに頼むとメンテナンスとかちょっと毛虫がいたらどうしようとか、相談ができると思うんですけど、実施する造園業者さん、あとメンテナンスとかその辺は、どういうふうな制度の中に組み込まれたり指定されるのかというのが、気になります。

(事務局)

現時点では、造園事業者の指定とか、どの事業者にお問い合わせするかというところまでは考えておりません。ただ、事業のさび分けの中で、事業費40万円以下は森と緑の会がやっております事業でできますので、40万円以上のものっていうことで、ある程度の規模感がある緑化を考えております。そうすると当然、専門的な事業者に頼ることになるだろうなという想定はございます。そうしたこともございまして、日本造園建設業協会高知県支部の方たちとも、こうした事業を構えていくっていうことをお話しさせていただいております。個人がちょっと植えるようなものではなくて、きちんと整備するというようなことで、造園などの事業者が関わってくると思います。指定は、実際にその事業を活用される、例えば高知市なら高知市が、造園事業者を頼むわけでしょうし、保育園とかであっても同様のことになるとは考えています。

(委員)

ありがとうございます。どういう庭というか、緑化ができるのかというイメージは、事例が出てきたらまた次に繋がるんでしょうけど、在来樹種を植えたら、どういう効果があるのかとか。やっぱり、メリットというか動機付けになるところを発信していただきたいなと思います。あとは、もちろん学校長さんの意志もあるんでしょうけども、保護者の声っていうのも大事なかなと思います。私も娘の保育園に、木のおもちゃを入れてくださって書いたら、実際に入れてくれたこともあります。ただ保護者サイドにも普及啓発とかっていうのは大事なかなと思っています。ありがとうございました。

(委員長)

何かございませんか。よろしいですかね。事業そのものは今回、数字で出てきている。この前の資料ですでにご議論だと思うんだけど、一点気になったのは、この追加で配られた資料の中に、トークに関して、基本プロポーザルなんだということで、業者に企画を委ねるという、

書きぶりになっているんですが、委員会の中でもいろいろアイデアが、それこそ森の中にあるとか、どういうテーマにするとかっていうやり方も含めてですね、ありましたが、もうちょっと縛るって言ったらあれですが、要件を入れて、こういう形でトークをしたい、その中を企画したい、フェアの後でこんなふうにしたらどうだろうという議論が、ここの委員さんにお聞きしたうえでの、そういったものを反映させたプロポーザルの要件指定は組み込めないのでしょうか。いろいろアイデアを今までも出していただいています。一発プロポーザル任せよりは、議論の継続性も含めて、そちらの方が良いのではないかと。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

プロポーザルにつきましては、県のプロポーザル全てそうなんですけども、あらかじめ我々の目指す目的でございますとか、そういったものも明示したうえで行っていきます。それから、プロポーザルを構築していただく事業の内容としましても、ここはこうしていただきたい、ここはこうしていききたい、そういったものを踏み込んでお書きする中で、その範囲の中で有効的なものを相手方にお考えいただくという形になります。この場で、ご意見いただく内容につきましても、仕様の中に入ることがありますので、ご意見を頂戴することで、より良いものができていくと思っておりますし、そういったものを要件に含める中で、素晴らしい県民トークという事業が、構築できると考えております。

(委員長)

ありがとうございます。資料などとてもよくまとめて、先ほど委員からもご指摘ありましたが、見通しが良くなっていると思っております。事業連携に関して13番に書いてあるトークとかフェアに関しては、もう少しこの委員会の、委員さんのお話も聞きながら、どういう形で連携をし、どういう形で発信をするのかっていうことができればというふうに改めて思いました。ぜひお願いしたいです。そういうことをプロポーザルの要件に、できるだけ組み込んでいただければというふうに思っています。よろしく願いいたします。

何かございませんか。

(委員)

個別の事業というより全体のことを考えていたんですけども、今の委員長の話にも繋がりますけども、広報に関してもボランティアの参加とか全部そうなんですけども、県民ができるだけお客さんじゃなくて参加する。仲間みたいな感じにどんどんなっていくから構造も変わってくるっていう可能性もあるんじゃないかなと思っていて。今まで自分の経験からでも、やってみますよってただけだと全然来てくれなくて。自分たちが、今度こんなやるから来ない？とか。例えば、市町村とか県とかが、こういうことやって欲しいけどちょっと来てくれませんかかって言ったら、ちょっと、「おっ」となって、じゃあやってみようかって踏み込んで来たりするようなことがあるんで。なんかそういう、さっきのプロポーザルもそうなんですけど、県民の人に、できるだけ声を掛けられるような仕組みがあったら。もう少し、特にターゲットを絞って。例えば広報の中だと、情報発信が得意な大学生に声掛けて、県のこういう告知をやってみませんかかって言ったら、その周りにいる大学生に広がっていくかもしれないとか、なんかそんなことを、いろんな分野で考えていったら、もっと全体的に認知度も上がるし参加してくれる人も少し増えていくんじゃないかなあというふうに感じていたので、意識してお誘いするような仕組みが各所に入ってきたら嬉しいなあと感じました。

(事務局)

まさにおっしゃられる通りだと思います。私どもが直接働きかけるということでは限界もございまして、書かせていただいた中では、こうち森林環境学習の強化事業の中で、高知県森と緑の会に一人、人を構えていただいて森と繋ぐような活動にPRして取り組める、ボラン

ティアの交流なんかも強化するようにはしております。県民トークについても、こういった方に参加していただいて、こういった話をするのかっていうところが課題です。委員会でいただいた意見も参考にしながらですね、色々なチャンネルを使ってお誘いをして。例えば県の事業でもそうですし、ひょっとしたらみなさんに、こんな時にこんな人を、いい人おったら紹介してくださいと、お願いすることにもなるかもしれませんし、いろんな手段で、人との関わり合いを広げていく中で、森への営業といたしますか、そうしたこともしていきたいと考えております。

(委員長)

はい、ありがとうございました。企画、実施に当たっては、まず委員会の委員さんを巻き込むっていうことかなっていうふうにも思いました。ありがとうございます。

他、ございませんか。なければここでいったん休憩します。

(3) 令和4年度事業の中間報告について【資料7により事務局・各課から説明】

(委員長)

以上で4課の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

あの、木材産業振興課の説明で取り下げがあったって先ほど少しおっしゃってた記憶があるんですけど、間違いありませんか？どんな事例か、少し補足を願えますか。

(木材産業振興課)

はい、いろんな理由がそれぞれありましたようで、木材の価格が値上がりして行って、当初予定していた予算内でできなくなったので、次年度の実施にしたとかですね。条件として県産木材が指定されてるんですけど、県内産の一枚板が欲しかったんだが、県内で仕入れられなくて県外産になってしまったので取り下げたとかですね、当初予算を組んでいたが、予算自体が通らなかったとか、様々な理由があると聞いています。

(委員長)

ありがとうございました。ほかにございませんか。よろしいです？

山の学習支援も非常に成果が上がったという印象を受けましたけれども。手応えはある感じですか。これ、大きく伸びた理由は何かございますか。

(事務局)

まず令和2年度に山の学習支援用の「YAMA NAVI」というハンドブックを作りまして、基本的にこんな学習内容であったらこういうことができますよとか、どういう団体にマッチングできますよみたいなものを作りました。それを基に令和3年度に高知県森と緑の会に市町村の教育委員会とか学校を回っていただきまして、掘り起こしをしました。掘り起こしで130箇所くらい回ったと思いますけど、その結果、いつも60校前後だったのが81校まで増やしていただいた。そこをさらに強化したいということで、来年度、一人お願いして、こういったものを中心に学習内容に結び付けた、山のほうの使い方の提案みたいなものをしていきたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。先ほどの委員がおっしゃってた、プロセスはまさにそれなのだと思います。

(委員)

それに幼児教育が入ってきてないんですよ。

(全員)

(笑い)

(委員)

なのでやっぱり、「など」のところに、末席のところにある幼児教育なんですけど。あの、脳神経からの発達、それから教育過程が遊びからになるところからも言っても、その実感を伴った学習ができる最適な時期で、次の素地になる年代なので、ぜひ幼児教育を「など」から独立させて欲しいです。

(事務局)

考えさせてください。はい、ありがとうございます。

(委員長)

法律の方よくやられますが、「など」になると、確かにアピールはしませんので、よろしくお願ひします。あと、緑化の方に関しても、同じようにボトルネックをきちっと特定してそこを抜くっていう。今もおっしゃったような作業、とても大事だなって改めて感じました。

他にございませんか。

これで閉めてしまいそうになるんですが、ちょっとだけ時間に余裕が、珍しくありますので、全体を通して言い抜かったこととか、コメント、意見、ございましたら今、お願ひします。無ければ、はい、事務局の方からどうぞ。

(事務局)

緑化のことで、委員から質問があったことに関連しまして、緑化ということで植えることを中心に予算化っていうことを提案しまして、財政当局の方も理解いただいたところです。植えるだけではなくて、育成というところも公園を管理しています市町村とも話をしたところ、その辺りの負担が大きくなるというご意見も頂戴しております。植えた後の管理については、財政当局とは、話し合いができていない状況になっておりまして、次の段階かなということになっています。ちょっと私の方で説明が抜かりました。

(委員長)

はい、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

ひとつだけ、あり方のところで気になったのは、アンケートの中で、県議会から指摘のあった例のその認知度の低下っていう、低さっていうのがあって、以前から比べてもずっと前ですね、初期段階で行われたアンケートの数値よりも、やっぱり下がってるっていうところがありますので、その部分はどっかに一応アンケートの末尾でも入れていただいて、認知度が下がっているという認識と対応の必要性というのは指摘しておいた方がいいなと思いましたが、それはぜひ入れておいていただければと思いました。

他、ございませんか。無ければ閉めますけれども。よろしいですかね。

はい、そしたら今日はどうもご討議いただきありがとうございます。進行の方、また事務局の方にお返しいたします。

(事務局)

それでは、本当に長い時間ご検討いただきまして、どうもありがとうございました。今年度、最後の委員会になります。またこれまで、森林環境税の延長に向けたご検討をずっとしていただきまして、本当に感謝しております。閉会にあたりまして、部長の方から、ご挨拶させていただきます。

(林業振興・環境部長)

本日は、誠に長時間に渡り議論をいただきありがとうございました。今後の森林環境税のあり方につきましては様々な、2年間かけて、みなさんから本当に熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。特に委員長には、議論の進め方とか報告書のまとめ方等について多大なるアドバイスをいただきまして、心より感謝をしているところでございます。2月の定例会で条例改正議案の上程をさせていただいて、それが認められてからにはなりますけれども、来年度の新しい第五期の森林環境税が始まりますので、先ほどもちょっと県民トークの意見なんかを委員のみなさんにいただくということもありましたので、引き続きご助言とご協力いただければと思います。本日は誠にありがとうございました。